（障害者非課税信託申告書等の提出の特例に関する経過措置）

第三条　改正後の相続税法施行令（以下「新令」という。）第四条の十七の規定は、この政令の施行の日以後に同条第一項の受託者の営業所等に対して行う同項に規定する電磁的方法による相続税法施行令第四条の七第一号に規定する障害者非課税信託申告書、同令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書、同令第四条の十五第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書若しくは同令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書に記載すべき事項又は新令第四条の十七第三項に規定する添付書類に記載されている事項の提供について適用する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百十六号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十六号、第三十条第十三項、第五十九条の二第一項及び別表第一第七号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号ヨ中「送電事業」の下に「（同項第十一号の二に規定する配電事業」を加える。

第十四条の三第七号中「第五条第一項（定義）」を「第五条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　母子保健法第十七条の二第一項（産後ケア事業）に規定する産後ケア事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第八号に掲げるものを除く。）

第四十七条第一項中「以下この条」を「次項、第三項及び第六項」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　課税売上割合に準ずる割合を用いて共通仕入控除税額を計算しようとする課税期間の末日までに第一項の申請書の提出があつた場合において、同日の翌日から同日以後一月を経過する日までの間に第二項の承認があつたときは、当該課税期間の末日においてその承認があつたものとみなして、法第三十条第三項の規定を適用する。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第七十一条の二　法第五十九条の二第一項に規定する政令で定めるものは、事業者により保存されている次に掲げる電磁的記録とする。

一　法第八条第二項に規定する電磁的記録

二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十八条第三項（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置）に規定する電磁的記録

三　第十八条の四第二項に規定する購入記録情報

四　第五十条第二項に規定する電磁的記録

五　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）附則第六条第一項（登録国外事業者が交付した請求書等の保存）の規定により保存すべきこととされている電磁的記録

2　法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、国税通則法第六十五条（過少申告加算税）又は第六十六条（無申告加算税）の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一　国税通則法第六十八条第一項又は第二項（重加算税）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実（以下この号において「隠蔽仮装されていない事実」という。）がある場合　当該隠蔽仮装されていない事実及び電磁的記録に記録された事項に係る事実（法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実をいう。次号において同じ。）のみに基づいて期限後申告等（法第五十九条の二第一項に規定する期限後申告等をいう。以下この号及び次号において同じ。）があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額（以下この号及び次号において「納付すべき税額」という。）から当該隠蔽仮装されていない事実のみに基づいて期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納付すべき税額を控除した税額

二　前号に掲げる場合以外の場合　電磁的記録に記録された事項に係る事実のみに基づいて期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納付すべき税額

3　法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合における国税通則法第十五条第二項第十四号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）、第三十五条第三項及び第七十三条第一項第二号（時効の完成猶予及び更新）並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十七条の三（加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等）並びに第二十八条第一項及び第二項（重加算税を課さない部分の税額の計算）の規定の適用については、同法第十五条第二項第十四号中「」の」とあるのは「」若しくは消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の」と、同法第三十五条第三項及び第七十三条第一項第二号中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項と、「」の」とあるのは「」又は消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の」と、同令第二十七条の三第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「重加算税）」とあるのは「重加算税）又は消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る」とあるのは「若しくは」と、「限る。）又は消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第二項の重加算税に係る部分に限る」と、同令第二十八条第一項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項又は消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）」と、同条第二項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項又は消費税法第五十九条の二第一項」とする。

4　前三項に定めるもののほか、法第五十九条の二第一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち消費税法施行令第十四条の三第七号の改正規定中「同条第七号」の下に「中「別表第一第八号」を「別表第二第八号」に改め、同条第八号」を加える。